

「高濃度 PCB 廃棄物に係る保管場所の変更に係る 大臣確認審査基準等（案）」に対する意見募集について



環境省では、ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に規定する高濃度 PCB 廃棄物の保管場所の変更禁止に係る特例として、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法で定める環境大臣の確認に係る行政手続法に規定する審査基準等についてパブリックコメントが実施されます。

背景・趣旨

JESCO の処理施設の事業エリアをまたいで高濃度 PCB 廃棄物の保管の場所を変更し、変更後の場所に基づいて処理施設への処理委託を行うことは、高濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理に影響を与えかねない。また、保管事業者にとっても、保管の場所を変更することによって、その高濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の義務を果たすことが困難となる可能性があるため、特別措置法において、保管事業者は、その確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合を除き、原則として、その PCB 廃棄物について、都道府県市に届け出た保管の場所を変更してはならないとされています。また、同規定を受け、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法において、保管の場所を変更できる例外として、JESCO の処理施設の事業区域内の保管の場所の移動の場合及び一定の条件の下で環境大臣の確認を受けた場合が定められています。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 平成 28 年 11 月 14 日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 佐藤旭